

鳥栖市立基里中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための基本的な方向性

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (2) 生徒の豊かな情操や道德心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度など、心の通う人間性を構築する能力を養う。

2 いじめに対する基本的な考え方

(いじめの定義)

- 生徒が一定の人間関係にある他の生徒等に心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめに対する基本的な考え方)

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを踏まえておく。
- 生徒の日頃の行動・言動観察を緻密に行い、生徒の少しの変化も見逃さず、常に情報交換をしながら早期発見、早期解決を行う。
- 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つこと。
- 多様ないじめがあるので、「心身の苦痛を感じているもの」と限定して考えることなく、色々な態様を想定して判断する。
- いじめに関する事情聴取の際は、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察・確認し、記録を取る。
- いじめの中に犯罪行為であると認められ、早期に警察に相談すべき重要なものや、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が及ぶものは直ちに通報する。ただし、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの未然防止の取組み

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。毎月の生徒集会で「いじめ撲滅スローガン」を全校生徒・教職員で唱和し、学校全体でいじめを許さない土壌を醸成する。
- 生徒の豊かな情操や道德心を養う。
 - ①道徳の授業、学活・総合的な学習での体験学習等における生徒同士のふれあい活動、部活動などを通して、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いを尊重し合える態度を養う。
 - ②心の通う人間性を構築する能力を養う。
- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくりを行う。
- 生徒のストレスを解消できるよう SC との面談、担任や教育相談係などと気軽に話ができる体制をつくる。

4 いじめの早期発見の取組

- 生徒の日頃の行動・言動観察を緻密に行い、生徒の少しの変化も見逃さず、常に情報交換をしながら早期発見、早期解決を行う。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施を行い、生徒が訴えやすい体制を整える。また、保護者や地域の方が相談しやすい体制づくりを行う。
- 学校と家庭、地域が連携して、生徒を見守る体制をつくる。
- 全教職員間で生徒を見守っていく姿勢をもち、情報交換を常に行い、生徒の少しの変化も見逃さないようにする。

5 いじめの「覚知」と「認知」

(1) いじめの「覚知」と「認知」

- ・いじめの「覚知」とは、通報や相談により、いじめを疑われると学校が察知したこと。
- ・いじめの「認知」とは、いじめの定義に従い、「いじめである」と認められること。

(2) いじめの「認知」

- ・いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定している。よって、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

例 その1

いじめを受けていると思われる児童生徒が「大丈夫」と答えたことをもって単純にいじめではないと判断し「いじめ」の認知漏れとなってしまう問題について

A君は、B君、C君と休み時間によく一緒に遊んでいる。最近は、教室でプロレスごっこがはやっており過激になってきている。同じクラスの生徒が担任の先生に「B、Cはプロレスをやっている際、かなり乱暴。Aは2人にやられている。」との話があった。担任がA君に直接確認したところ「大丈夫です。」と答えたため、Aが苦痛を感じていないと判断し、いじめと認知しなかった。

- いじめは、ふざけあいを装った形態で行われることがあり、教職員の前で加害者がいじめでないと主張し、被害者も同意せざるを得ないまま状況が悪化することなどもある。いじめではないかと違和感を持った場合は、当事者が否定したとしても早計にいじめではないと判断するのではなく、違和感を持った行為をすぐに止めさせ、調査を行い（家庭訪問を行うなどいじめを受けている可能性がある児童生徒が話をしやすい環境での聴き取り、周囲の児童生徒からの聴き取り、アンケート調査など）、必要に応じて指導をすることが大切である。
- いじめを受けていると思われる児童生徒がいじめを受けていることを否定した場合であっても、通常であれば、心身の苦痛を受けると考えられる行為を受けている場合は、「いじめ」として積極的に認知する。

例 その2

いじめの認知漏れの原因として、児童生徒間でなされた行為を「けんか」と捉えて「いじめ」と認知しなかった事案があり、是正に向けた周知を行う。

クラス内の2つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言われていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。

○「けんか」は、突発的に発生し、行為自体が短時間で終わるものと捉える。よって上記例は、双方向のいじめと捉えるべきである。

「けんか」はいじめとして扱わないことについて国の基本方針において、「けんかはいじめとして扱わない旨の記述が存在するが、これは、社会通念上の「けんか」を全ていじめから除外するものではない。法に規定されたいじめの定義に照らすと、一般に「けんか」と捉えられる行為（一定の人的関係のある児童生徒間でなされるもの）は、なんらかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づきいじめと認知される。いじめと認知することを要しない「けんか」は、極めて限定的である。

いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）より 【平成28年3月18日付け文部科学省】

6 いじめ事案への対応

- (1) 関係者からの話を、メモを取りながらきちんと聞き、照合し、話が食い違っている点はないかを確認する。
- (2) いじめの全体像を早期に把握する。
- (3) いじめの実態を管理職に報告する。

校内対策委員会（管理職、生徒指導主事、学年主任）を開く

※対応について検討する。

※担任一人が抱え込まないように注意する。

※「いじめは絶対に許さない」という気持ちで協働して対処する。

- (4) 市教委に報告する。

- (5) 必要に応じて、

拡大委員会（市教委、管理職、PTA 役員、学校評議員、SC）を行う。

※解決策を検討する。

- (6) 被害生徒、被害生徒に対して個別に指導する。

※被害生徒の保護・援助

※学校内の人間関係の改善

- (7) 保護者への対応を行う。

※被害生徒、加害生徒双方の保護者と個別に面談し、いじめの現状、指導の経過、今後の対応について説明し、理解と協力を得る。

- (8) 指導の継続を行う。

7 ネットいじめに対する対応

(トラブル防止のために)

- 情報モラルの研修会を生徒だけでなく、保護者、地域の方にも行い、理解と協力を得る。
- 携帯電話やネット利用のルール作りを家庭にお願いする。

(トラブルが起きた場合)

- ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために直ちに削除の措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は、プロバイダに速やかに削除を求める。必要に応じて、県警の生活安全課サイバー犯罪対策室や、法務局または地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し、支援を求める。
- 今後の対応策を保護者と協議し、利用の仕方を再度検討してもらう。

8 重大事態への対応

(重大事態)

☆生徒の生命、心身又は財産への重大な被害

- ・生徒が自殺を図った場合
- ・身体に重大な障害を図った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が相当の期間、欠席をするしか余儀ない状況の場合

(1) 校内対策委員会（管理職、生徒指導主事、学年主任）

- ★調査や事実確認を行い、すぐに拡大委員会を行う用意をする。



(2) 拡大委員会（管理職、PTA、学校評議委員会、SC）

- ★いじめの実態を報告し、対策を検討する。
- ★市教委の指導と照らし合わせながら生徒・保護者への支援を行う。



(3) 校長が市教委に報告。



(4) 市町いじめ・体罰等対策本部（教育長、学校教育課）

- ★指導を仰ぐ。
- ★マスコミ対応を相談する。



(5) 県教委に同時に連絡。

いじめ・体罰等調査委員会（学識経験者、弁護士、警察、PTA、被害者の推薦委員）

- ★相談しながら指導を仰ぐ。
- ★被害者の気持ちに寄り添った支援を考え対応していく。

9 職員研修

- 「互いを認め合える人間関係・学校風土」を作り出すことがいじめの未然防止の第一歩になることを教職員自身が自覚することが必要である。そのために
 - ①生徒がストレスをためないために、生徒全員が参加・活躍できる授業づくりの研修を行う。
 - ②「授業中の規律、生活の規律」を教職員と生徒が共通理解を行い、常に全校で取り組む集団づくりを行う。
- 「いじめの早期発見、早期解決力」を身に付けるための研修を行う。
 - ①講師を招聘して、「いじめの未然防止」「早期発見、早期解決」の研修会を行い、教職員に必要な知識や技術、マネジメント力を身に付ける。

10 取組体制の点検及び評価について

- (1) 学校評価において、「いじめ防止、対応」に関する項目を設け、いじめ等の早期発見早期解決についての対処方針が明確であったか、機能していたかを評価、反省し、改善に努める。
- (2) 月に1回の生徒指導協議会において情報交換し、下記の点について、きちんと取組みが行われているか確認や改善を行っていく。
 - ① 一人一人の生徒の変化や状況の実態把握できているか。
 - ② 教職員の生徒の状態の情報交換の体制、連絡体制がとれているか。
 - ③ 一人で抱え込んでいる生徒、教職員はいないか。
 - ④ 各学年、学校全体が「いじめ防止、対応」に真剣に取り組んでいるか。
 - ⑤ 毎週1回の職員連絡会でも、生徒指導に関する情報交換を行い、対応の仕方や体制の確認を行う。